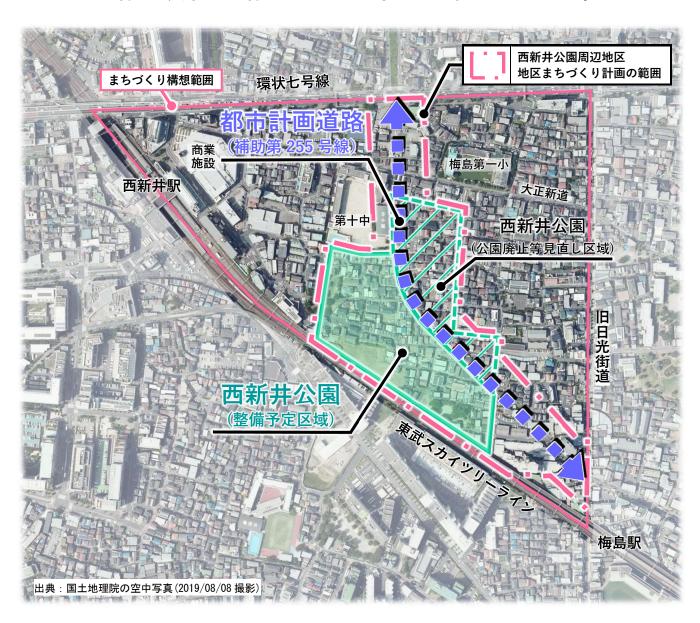
西新井公園周辺地区まちづくり計画

新しい道路と公園を出発点としたまちづくり

この計画は、梅島三丁目全域を対象とした「西新井公園周辺地区 まちづくり構想」をもとに、長年実現していなかった道路と公園の整備 に合わせ、周辺の建替えルールなどの考え方をお伝えするものです。



令和7年4月



🥄 足立区 都市建設部 まちづくり課

西新井公園と補助第255号線の実現による

みどり豊かで にぎわいのある 災害に強いまち を目指して

西新井公園周辺地区は足立区の中央部に位置し、区のさらなる成長・発展のために重要な場所です。この地区には、都市の骨格となる都市計画道路補助第 255 号線(以下「補助第 255 号線」)と都市計画公園西新井公園(以下「西新井公園」)の計画があり、その実現が災害に強いまちをつくる第一歩となります。

これまで、補助第 255 号線と西新井公園の規模や整備方法などの見直しを行いながら、令和 3 年 12 月に地区全体の将来像を定めた「西新井公園周辺地区まちづくり構想」を策定しました。

環状七号線(工事中) 大正新道·梅島第一小 西新井駅 第十中 都市計画道路 (補助第255号線) 「相助第255号線) 「日上光街道」 「西新井公園」

地区全体の将来像(まちづくり構想概要)

主な現状と課題

- ・補助第255号線が長い間実現していない
- ・狭い道路や行き止まり道路が多い
- ・人も車も駅に行きづらい
- ・西新井公園が長い間実現していない
- ・街路樹等のみどりが少ない
- ・地区内に人の集まれる公園や広場が少ない
- ・西新井駅前の利便施設や交通広場等の機能 が不十分
- ・避難場所まで遠い(栗原団地一帯)
- ・部分的に木造密集地域がある
- ・古いブロック塀や万年塀がみられる

基本方針

出典: 国土地理院の空中写真(1966/10/22

【都市計画決定当時の状況】

<道路ネットワークづくりの方針> 人と車が安全に移動できるまち

<みどりづくりの方針> 快適でみどりに囲まれたまち

<土地利用の方針> 便利で活気溢れるまち

<防災まちづくりの方針> 災害に強く安心して暮らせるまち

これらを<mark>実現す</mark>るために

補助第 255 号線 2 車線の平面道路へ

当初は立体道路となる計画でしたが、近年頻発する災害への対策や交通利便性の確保などの観点から、2車線の車道と歩道を備えた平面道路として整備していきます。

西新井公園 災害時にも活躍する公園へ

必要な機能や規模を3つの視点*で見直し、普段は「みんなで育てるまちのオアシス」、災害時は避難所となる中学校と連携した「地域の防災拠点」として、重要な役割を担う公園に整備していきます。

周辺市街地 安全で魅力あるまちへ

西新井公園と補助第 255 号線の整備をきっかけに、周辺の土地利用が大きく変化することが想定されます。多様な世代に生活の場として選ばれる、安全で魅力あるまちづくりを進めていきます。

【公園と道路の事業化の考え方】



※西新井公園を見直す3つの視点

機 能 避難所と連携し 防災機能も備えた公園

規 模 災害時にも機能する ゆとりある適正規模

位 置 機能・規模を踏まえ 線路側の位置へ配置

補助第255号線と西新井公園にあわせて

地区まちづくり計画を策定しました

構想実現のための進め方や方向性を定めた**地区まちづくり計画**を、まちの状況を踏まえながら段階的に策定し、一歩ずつまちづくりを進めていきます。

計画の策定区域と計画の柱

地区まちづくり計画を策定する区域は右図の①②③です。

- ① 補助第 255 号線沿道区域
- ② 西新井公園の整備予定区域
- ③ 公園廃止等見直し区域 (①補助第 255 号線沿道区域を除く)

①②③以外の区域については、5ページ をご覧ください

環状七号線

柱_1

補助第255号線の整備

+

沿道で延焼遮断帯と みどりのネットワークを形成

災害に強いまちにするため、補助第 255 号線の道路緑化を図りながら、沿 道区域では土地の高度利用と建築物の 不燃化を誘導し、延焼遮断帯を形成し



延焼遮断帯って?

市街地火災の延焼を阻止する帯状の不燃空間。避難経路や救護活動時の輸送機能も担う。

柱 2

西新井公園の整備

+

来る人・住む人・働く人 にとって魅力的な市街地を形成

整備予定の西新井公園(約3.5ha)は、 防災機能も備えたみどりと憩いの空間 として段階的に整備を進めます。

また、公園廃止等見直し区域は、周辺の既成市街地と一体的に、このまちに来る人・住む人・働く人にとって活気あふれる魅力的な市街地を形成するため、計画的に建替え等を誘導します。

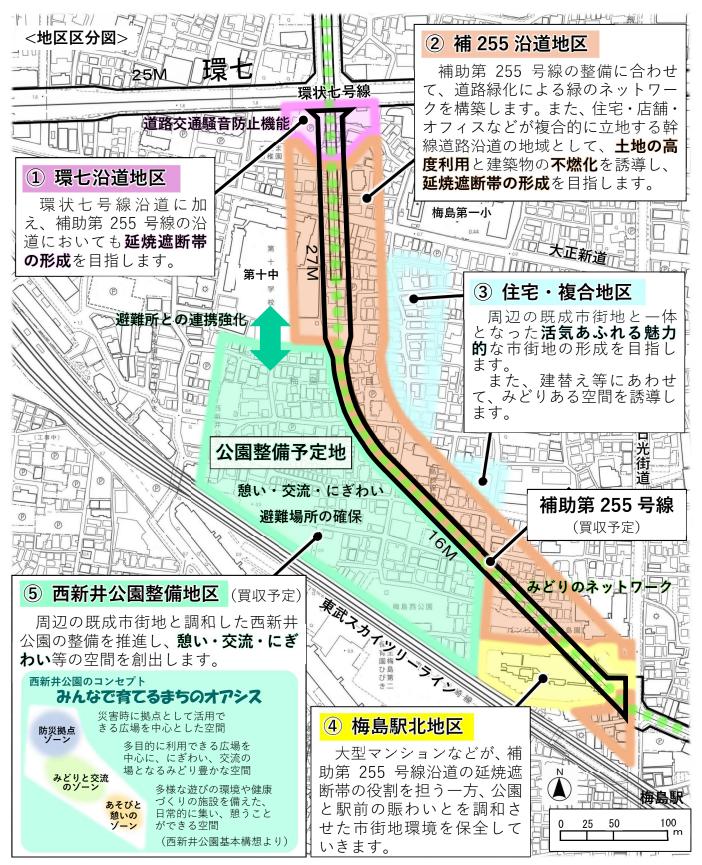




詳しくは次のページへ

まちの将来像を実現するための土地利用の方向性

地区まちづくり計画の範囲を以下の5地区に区分し、地区の特性に応じた土地利用の方向性を定めます。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K121-14 号) (承認番号) 6 都市基街都第 65 号、令和 6 年 5 月 20 日

土地利用の方向性を実現するためのルールづくり

地区区分ごとの土地利用の方向性を踏まえ、今後、以下の建替え等のルールを検討していきます。

地区区分 検討する ルールの内容	① 環七沿道 地区	② 補 255 沿道 地区	③ 住宅・複合 地区	4 梅島駅北 地区	⑤ 西新井公園 整備地区
延 焼 遮 断 帯 をつくる	既はめずにはいていた。補いではからのではがい新たりのでは、はからのはいたができまれた。 一切の はい	幹線に土地を大きでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	_	既に幹線道路 の沿道に地を わしり利 高度としが に が に が ま で い が に が に が に が に が に り に り に り に り た り た り た り た り た り た り	_
ふさわしくない 建物を建てない	ı	するため、建築建築物を制限します。	ちの環境を確保 してはならない することを検討 俗営業等の施設		_
狭い敷地を増やさない		比を防ぐため、 <u>₹</u> 景低の面積を決め		_	_
道路から離して建物を建てる	圧迫感をやわらげ、ゆとりある良好な市街地環 境をつくるため、 <u>補 255 に面する建物の壁</u> を一 定の距離を離して建てることを検討します。 (補 255) ↓ ↓ <u> </u>				
まとまりのある 街並みをつくる	屋根や外壁等に ることを検討し	は、落ち着いた色 ンます。	合合いのものとす		
みどりが見える 街並みをつくる	面して設置する	きやみどりを増や る垣や柵は、生け けることを検討し	†垣又は透視可能	THE STREET THE PARTY OF THE PAR	
その他	良好な環境のまちづくりのために積極的な緑化等を促します。				

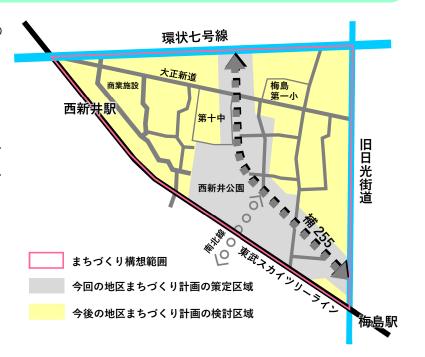
※用途地域等については、今後、地域の特性等も踏まえながら検討していきます。

周辺の既成市街地に段階的に地区まちづくり計画を拡大

今後は西新井公園・補助第 255 号線の整備をきっかけとして、周辺の既成市街地にも、段階的に地区まちづくり計画を拡大していく予定です。

例えば、<u>駅前の顔づくりや道路・交通ネットワークの構築など、まちの状況に</u> 応じて個別に計画を検討します。

今後の検討に当たっては、地域の皆様 や関係権利者の方々のご意見をお伺いし ながら計画を具体化していきます。



まちづくりの経緯とまちづくり協議会のあゆみ

地域の皆様とともにまちづくりについて検討するため、平成30年度に「西新井駅東口周辺地区まちづくり勉強会」を経て、令和元年度に「西新井駅東口周辺地区まちづくり協議会」を発足しました。

その後、アンケート調査や説明会を行いながら、令和3年度に「西新井公園周辺地区まちづくり構想」を策定しました。 (⇒まちづくり構想の概要は P1 参照)



年 度	経緯	協議会・勉強会での主な議題
平成 30 年度	・第1回~第3回 まちづくり勉強会開催	・上位計画やまちづくり事例について
令和元年度	・第1回〜第2回 まちづくり協議会開催 ・まちづくりに関するアンケート調査実施 ・エリアデザイン計画住民説明会開催	・地区の現状と課題について ・西新井公園の区域の見直しについて
令和2年度	・第3回 まちづくり協議会開催	・アンケート結果について・まちづくり構想について
令和3年度	・第4回〜第5回まちづくり協議会開催 ・西新井公園の計画区域見直し及び補助第255号線 地権者説明会開催 ・まちづくり構想説明会開催、策定	・まちづくり構想について ・西新井公園の区域の見直しについて
令和 4 年度	・第6回〜第7回 まちづくり協議会開催 ・現況測量、用地測量説明会開催 ・建物のセットバックルールに関するアンケート調査実施	・まちづくりルールの検討について ・アンケート結果について
令和5年度	・第8回 まちづくり協議会開催	・これまでの取り組みについて・用地測量の進捗について
令和6年度	・第9回~第11回 まちづくり協議会開催	・今後の進め方について ・西新井公園のゾーニングについて

まちづくりの流れ

まちづくり構想 ~まちの将来像~



まちづくり構想を策定した後は、足立区ユニバーサルデザイン条例に基づき 「**地区まちづくり計画**」を策定し、更に具体的なまちづくりの進め方を定めていきます。

地区まちづくり計画 ~具体化した計画~



地区まちづくり計画を策定した後は、都市計画にまちづくりのルールを位置付けていきます。**用途地域等**を変更したり、地区ごとに建物や敷地などの建替えルールを定めた**地区計画**を策定したりします。

用途地域等ってなに?

土地利用を規制・誘導するための、まちづくりの基本となる制度のことです。

地区計画ってなに?

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながらまちづくりを進めていく手法です。道路・公園などの位置や建築物に関するルールを定め、具体的にまちづくりを 進めていきます。

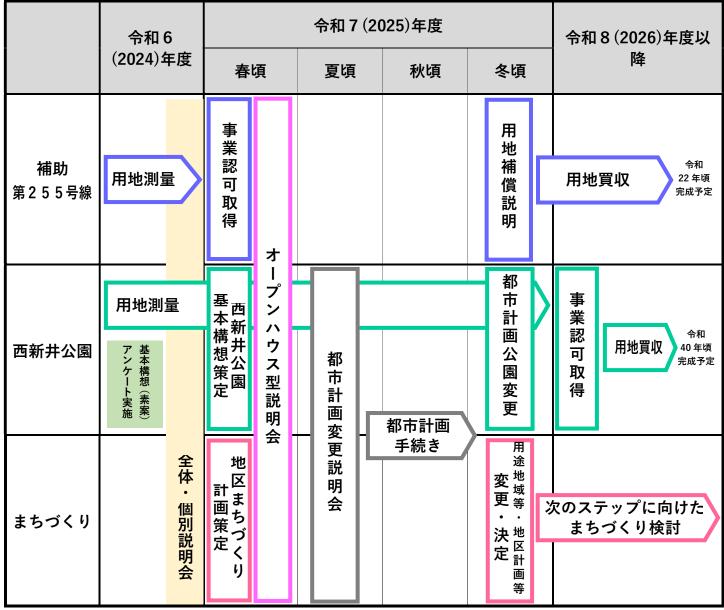
建替え時のルール ~着実に進むまちづくり~

ルールを守った建替えが 行われていくことで、まち全 体が一歩一歩目指すべき将 来像に近づいていきます。

建替えルールの主な例 ここは低い建物はダメ。 00000 建物の高さを決めよう。 88888 大切なクヌギの林を残し ましょう。 1階部分はお店 よく話し合って道路の位置 と規模を決めましょう。 道路や公園の予定地 に建物を建てるのは 控えてください。 ここは住宅地です。 工場はダメ。 歩道を広くするために 建物をセットバックし ここは高い建物は ダメ。 ましょう。 建物の塀は生垣/にしましょう。 ミニ開発はダメですよ。 道路の位置も違います。 出典: 国土交通省ホームページ

まちの将来像の実現

今後の予定



※最短スケジュールであり、協議によっては変更になる可能性があります。

本地区のまちづくりに関する内容については 足立区公式ホームページでもご覧いただけます



まちづくり構想 地区まちづくり 計画説明会動画 もこちらから

西新井公園周辺地区のまちづくり



お問い合わせ先

足立区 都市建設部 まちづくり課 中部地区係

電話 03-3880-5346 (直通)

F A X 03-3880-5605

E-mail: machi@city.adachi.tokyo.jp



